特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	子ども子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、 幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)サービス検索・電子申請機能を利用する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)給付認定情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の127項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第68条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第155項(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における	相当報酬

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども部 こども課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	こども部 こども課				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	こども部 こども課				
9. 規則第9条第2項の適用		1]適用した		
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステ	テムを通じた	・ 入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている)	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書の保管や廃棄に関して、ダブルチェック等の複数名での確認を行うようにしている。また、業務への慣れによるミスを防止するため、周知・実施確認を行っていることから、 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。					
9. 監査						
実施の有無	[]自己点検 []外部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	B B発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 全選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>					
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書の保管や廃棄に関して、ダブルチェック等の複数名での確認を行うようにしている。また、業務への慣れによるミスを防止するため、周知・実施確認を行っていることから、 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月4日時点	令和4年10月3日時点	事後	
令和4年10月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月4日時点	令和4年10月3日時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 1. ②事務の概 要	(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合	(*1)サービス検索・電子申請機能を導入する場合	事前	
令和5年2月6日	I 関連情報 1. ③システムの 名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和7年2月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報提供 ②法令上の根拠	制限)及び (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第116項 「行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第155項(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和7年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年6月23日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月23日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年2月19日		_	項目追加	事後	様式変更に伴う記載
	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	_	項目追加	事後	様式変更に伴う記載
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	番号法第9条第1項、別表の127項 「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)」第68条	事後	